

平成 22 年 1 月 6 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

平成 22 年度 税制改正大綱が閣議決定

昨年 1 月 22 日税制調査会は平成 22 年度税制改正大綱を決定しました。民主党政権になって初めての税制改正となります。改正の一部についてポイントをまとめました。

(1) 法人関係

① 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止

一定の同族会社の社長給与について一部を損金に認めない制度が、ついに廃止になります。

・・・平成 22 年 4 月 1 日以降に終了する事業年度から廃止

② グループ法人税制の導入

100%グループ内の法人間の取引について一定の課税調整措置がとられます。

③ 租税特別措置法の見直し

適用が 2 年延長されたもの

○ 中小企業投資促進税制

機械等を取得した場合の 30%特別償却

○ 中小企業者が 30 万円未満の少額減価償却資産の取得時損金算入

● 交際費等の損金不算入制度

○ 中小法人の交際費等の特例（定額控除限度 600 万まで）

(2) 個人関係

① 住宅取得資金の贈与税の特例の延長拡大

昨年 6 月に追加経済対策で新設された 500 万円の住宅取得資金の贈与税の非課税制度について、期限が 22 年末から 23 年末まで延長されます。

住宅取得資金贈与の非課税限度額は現行 500 万円ですが次のように増額されます。

平成 22 年中の取得の場合・・・1500 万円

平成 23 年中の所得の場合・・・1000 万円

(注) 受贈者の所得要件（2000 万円以下）が付け加えられます。

② 扶養控除の見直し

・ 0 歳～15 歳の扶養控除（所得税 38 万円・住民税 33 万円）・・・廃止

・ 16 歳～22 歳の特定扶養控除（所得税 63 万円・住民税 45 万円）

・・・所得税 38 万円・住民税 33 万円に減額

・ 23 歳～69 歳の扶養控除（所得税 38 万円・住民税 33 万円）・・・現行通り

※所得税は平成 23 年分・住民税は平成 24 年分からの適用になります。

「中小企業の法人税率（11%）の減額」・「配偶者控除の廃止」などについては、今回の改正大綱には、おりこまれてませんでした。